

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会 2024(令和6)年度 事業計画書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

目的（定款より）

「キリスト教精神に基づき、女性の視点に立って、全ての人々の人権と平和を守り、困難な状況にある人々、特に女性と子どもへの支援につとめ、社会全般の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざして

生活困窮、虐待や DV 被害、精神疾患などに苦しむ女性や子どもたちが増えている現在、2024 年度も一人ひとりを大切にする平和憲法の理念を尊重し、先達の思いを継承して活動を推進する。困難な状況にある女性や子どもたちの回復を支え、その声に耳を傾け、声を伝え、女性と子どもが安心して生きられる社会の実現をめざす。

これまで「運動と福祉は車の両輪」という当会理念に基づき女性人権事業（公1）と女性福祉事業（公2）をそれぞれ展開してきたが、2024年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるにあたり、女性人権事業と女性福祉事業の統合を図ることにより女性と子どもの更なる人権向上をめざす。2024年度は2公益事業の統合に向けた準備期間とし、2025年度より一つの事業に統合する。

I. 女性人権事業（公1）

1. 講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催、政策提言

女性や子どもに対する暴力の根本的な原因や実態、対策等について情報提供や討論、意見交換等、女性と子どもの人権向上に資する啓発活動を行う。矯風会館及び全国各地で講演会・学習会等8回開催予定。対面及びインターネットや DVD 等を活用して上記講演会や学習会の発信を行う。

主なテーマは憲法、武力に依らない平和、核・原発問題、女性の性・人権（戦時性暴力問題、女性と子どもへの暴力問題、ジェンダー平等他）、多様性の尊重等。ホームページやちらし、SNS 等を通じ、女性と子どもの人権と福祉及び平和活動に関する情報発信、政策提言を活発に行う。女性福祉事業との連携を深める。

2. 啓発誌「k-peace」（旧・婦人新報）の発行

よりわかりやすく親しみやすい誌面作りをめざし、平和、人権、社会正義、アディクション問題、女性福祉等に関し広く一般の人々が理解を深めるための情報を提供する。発行回数 年4回。850部発行。

3. 性搾取・性暴力問題等に関する相談

性搾取・性暴力問題等（アディクション問題を背景とした相談も含む）を抱えた当事者、家族、支援者からの相談（要予約 電話・来会・男女問わず）に女性の視点で対応し、専門機関の紹介や資料提供を行う。近隣女性施設への講師派遣年3回。

II. 女性福祉事業（公2）

1. 女性の家 HELP（無料低額宿泊所）の運営

矯風会創立の趣旨である「女性の人権を守り、女性の福祉に資する」ことを具現化するために「女性の家 HELP」を運営し、暴力・虐待・人身売買等の被害を受けた女性及び居所を失った女性を、国籍及び在留資格を問わず受け入れる（定員 12 名：単身用個室 5 母子室 3 食事提供 滞在期間原則 2 週間）。

外国籍女性を多数受け入れてきた民間シェルターとしての経験を生かし、2024 年度もその受け入れを積極的に行う。また、時代のニーズに迅速に応え、全年齢に対応する柔軟な運営に努める。

2. 多言語電話相談（日本語 英語 フィリピン語 インドネシア語）の継続

平日の日中（10 時～17 時）に多言語で行う電話相談を継続する。

3. 心身の回復サポートプログラムの工夫

ミュージックセラピー、フラワーアレンジメント等、心身の回復サポートプログラムを実施する。子どもたちの年齢に応じた遊びや、外国籍女性の自立に向けた日本語教育の機会の調整等、利用女性や子どもたちの属性に合わせたプログラム内容を工夫する。

4. 退所者支援プログラムの提供

宿泊所（シェルター）退所後、孤立しがちな退所女性の居場所を提供するため、平日日中の訪問を受け入れる。また、他者との交流を求める退所女性や子どもたちに、3. の心身の回復サポートプログラム等への参加の機会を提供する。

5. DV、人身売買、移住労働者等の課題及び困難な問題を抱える女性への支援に関わる内外関係機関との連携

DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる関係機関との連携を継続する。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（2024 年 4 月）に伴い、利用者の益となるよう関係機関と連携する。

6. 研修プログラムの実施

女性の家 HELP における支援上得られた経験を福祉関係者と共有する機会を作っていく。変化する時代のニーズに応え、求められる知識や資質の習得のため、職員に研修プログラムを実施する。

III. 財産運用・不動産賃貸事業（収益事業）

- ・純益の 50%を公益事業に用いる。
- ・公益財団法人東京交響楽団への建物賃貸
- ・月極め駐車場 46 台の運営

以上